

令和2年度 健全化判断比率の公表について

- 令和3年度に公表する健全化判断比率は下記のとおりとなり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回る値となりました。

比率名	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	- %	13.42%	20.00%	黒字 0.63%
連結実質赤字比率	- %	18.42%	30.00%	黒字 32.11%
実質公債費比率	12.3%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	80.0%	350.0%		

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

標準財政規模：標準的に収入されるであろう經常的一般財源の規模で
用途の定めのない1年間の収入に相当するとされます。

一般会計等の実質赤字額の1年間の標準的な収入(標準財政規模)に対する比率であり、この比率が生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本町の対象となる会計は一般会計のみであり、赤字比率は生じていません。

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額：① 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額

(一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、
後期高齢者医療特別会計、介護サービス事業特別会計)

② 公営企業会計の資金不足額

(別海町水道事業会計、町立別海病院事業会計、
下水道事業特別会計)

①・②の合計

公営企業会計を含む全会計における実質赤字額(資金不足額)の1年間の標準的な収入に対する比率であり、この比率が生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本町では連結実質赤字比率は生じていません。

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債等債務} - \text{特定財源・普通交付税基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税基準財政需要額算入額}}$$

- 地方債等債務：① 地方債元利償還金
② 公営企業の企業債償還に対する繰出金
③ 一部事務組合・広域連合の地方債償還に対する負担金
④ 公債費に準ずる債務負担行為
⑤ 一時借入金利子
①～⑤の合計

一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの債務の1年間の標準的な収入に対する比率です。18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部を除いた起債の発行が制限されます。

本町の比率は算定の結果12.3%となっており、令和2年度単年では12.1%となっています。近年、老朽化した公共施設の建替えに伴い、地方債発行額が増加傾向にあるため、令和3年度以降の年間の元利償還額も増加するものと予想されます。そのため、比率も現在よりは少し高い水準となるものの、国の示す財政健全化基準の範囲内で推移すると見込まれます。

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{特定財源・充当可能基金} \cdot \text{普通交付税基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税基準財政需要額算入額}}$$

- 将来負担額：① 令和2年度地方債現在高
② 債務負担行為に基づく支出予定額
③ 公営企業債に対する繰出金
④ 一部事務組合・広域連合の地方債残高に対する負担金
⑤ 退職手当支給予定額
①～⑤の合計

一般会計等が将来にわたって返済しなければならない借金の1年間の標準的な収入に対する比率です。将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。350%を超えると、国から財政健全化団体に指定され個別外部監査が義務付けとなり、議会の議決を経た財政健全化計画の策定が必要となります。

本町の将来負担比率は80.0%となっており、将来にわたって返済しなければならない借金の比率は、1年間の標準的な収入に対して8割となります。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき公表しています。